

四日市市病院管理規程第 1 号

市立四日市病院事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 5 年 3 月 3 1 日

四日市市病院事業管理者 金城 昌明

市立四日市病院事務局規程の一部を改正する規程

市立四日市病院事務局規程(平成 1 7 年病院管理規程第 5 号)の一部を次のように改正する。

改正後				
別表(第 6 条関係)				
(1) 一般的な事項				
事項	管理者	専決区分		備考
		事務長	課長	
(略)				
1 6 <u>個人情報</u> <u>の保護に関する法律及び関係法令に基づ</u> <u>く次の事務</u>				
(1) (略)		(略)		
(2) (略)		(略)		
(3) (略)		(略)	(略)	
(略)				
(2) (略)				
(3) (略)				

改正前				
別表(第 6 条関係)				
(1) 一般的な事項				

事項	管理者	専決区分		備考
		事務長	課長	
(略)				
16 <u>個人情報保護条例</u> に基づく次の事務				
(1) (略)		(略)		
(2) (略)		(略)		
(3) (略)		(略)	(略)	
(略)				
(2) (略)				
(3) (略)				

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。